

2025(令和7)年5月30日開催 東京地方裁判所委員会報告
「円滑なコミュニケーションについて(刑事部)」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 延増 拓郎 (53 期)

2025(令和7)年5月30日に第65回東京地方裁判所委員会が開催されました。今回のテーマは、「円滑なコミュニケーションについて(刑事部)」です。

1 東京地方裁判所からの報告

東京地方裁判所からは、栗野卓刑事部刑事訟廷裁判員調整官及び飯田里恵刑事部次席書記官から、以下のとおり説明がありました。

(1) 円滑なコミュニケーションが求められる背景事情として、次の説明がなされました。

- ① コロナ禍による対面コミュニケーションの減少、勤務時間外交流の減少等により、コミュニケーションが希薄化している。
- ② 裁判所は、目指すべき適正迅速な裁判・より良い司法サービスの提供に向けて、裁判官と一般職(書記官・事務官・速記官等)といった多様な職種、又は幅広い世代の職員が、緊密なコミュニケーションを図りながら取り組んでいる。
- ③ 東京地裁刑事部の現状では、裁判官と一般職との間の見えない壁、相互の遠慮、世代間ギャップ、ハラスメントへの過度の警戒等が、円滑なコミュニケーションの支障となっている。
- ④ 刑事事件は、暴力団・公安関係事件や被害感情が峻烈な事件などの事務処理上、配慮が必要な案件、保釈請求等の緊急対応案件が多く、相互に協力し、意思疎通を図りながら対応にあたる必要がある。

(2) 東京地裁刑事部におけるコミュニケーション活性化の取組として、次の説明がなされました。

- ① 「刑事部コミュ活プロジェクト」として、裁判官と書記官との対面での意見交換、その職員向けサイトでの動画配信、所長代行裁判官による「ビデオレター」の配信、転入した刑事公判部の部総括裁判官や管理職員の自己紹介のアップロ

ード、裁判官の意識改革を実施している。

- ② デジタルツールの活用として、マイクロソフト M365の Teams(グループ内での情報・データファイル等の共有等)、Outlook(メール機能、予定表、タスク管理等)、Forms(デジタルノート、共同作成・編集)の活用をしている。

2 質疑応答・意見交換

東京地方裁判所から委員に対して、①職場での(職種間・役職を超えた)円滑なコミュニケーションのために取り組んでいること、②若い世代から率直な意見を引き出す工夫について意見の要請がありました。

これに対して、委員からは、上から求めること等を伝えるのではなく、下から役割を提示してもらうことが適切である、世代も様々で様々な人がいる、わかっているであろうではなく、しつこく努力をする必要がある、自ら言っていない若い方もいるので、裁判官の方からコミュニケーションをとる、以前は仕事の中で話をしていたが、今は面談を活発に行っている、コミュニケーションの端緒として挨拶も重要である、プライベート等の余白が分かると安心してコミュニケーションが取れるので、裁判官から自己開示をするとよい、コミュニケーションは、技術的な要素もあるので、研修受講が考えられるなどの意見が示されました。

今回は、2025(令和7)年10月2日、テーマは「情報通信技術の発達を背景とした近時の裁判所をめぐる状況について」となります。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207